



7月の市民相談のお知らせ（2025年7月1日～31日）

※日程等は変更になる場合があります。



日	曜	相談の種類	相談時間
1	火	法 律 労 働 外 国 人 消費生活	午前9時～午後3時半 午後1時～午後4時 午前8時半～午後5時 午前9時～午後4時
2	水	交通事故 外 国 人 消費生活	午前9時～午後4時 午前8時半～午後5時 午前9時～午後4時
3	木	法 律 建築紛争 多重債務 外 国 人 消費生活	午前9時～午後3時半 午前9時～正午 午後1時～午後4時 午前8時半～午後5時 午前9時～午後4時
4	金	不動産・空家 人 権 外 国 人 消費生活	午後1時～午後4時 午後1時～午後4時 午前8時半～午後5時 午前9時～午後4時
5	土	閉 庁	
6	日	閉 庁	
7	月	登 記 行 政 外 国 人 消費生活	午後1時～午後4時 午後1時～午後4時 午前8時半～午後5時 午前9時～午後4時
8	火	法 律 労 働 外 国 人 消費生活	午前9時～午後3時半 午後1時～午後4時 午前8時半～午後5時 午前9時～午後4時
9	水	税 務 外 国 人 消費生活	午前9時～午後4時 午前8時半～午後5時 午前9時～午後4時
10	木	法 律 外 国 人 消費生活	午前9時～午後3時半 午前8時半～午後5時 午前9時～午後4時
11	金	暮らしの法務 人 権 外 国 人 消費生活	午後1時～午後4時 午後1時～午後4時 午前8時半～午後5時 午前9時～午後4時
12	土	閉 庁	
13	日	閉 庁	
14	月	外 国 人 消費生活	午前8時半～午後5時 午前9時～午後4時
15	火	法 律 労 働 外 国 人 消費生活	午前9時～午後3時半 午後1時～午後4時 午前8時半～午後5時 午前9時～午後4時
16	水	交通事故 外 国 人 消費生活	午前9時～午後4時 午前8時半～午後5時 午前9時～午後4時
17	木	法 律 建築紛争 多重債務 外 国 人 消費生活	午前9時～午後3時半 午後1時～午後4時 午後1時～午後4時 午前8時半～午後5時 午前9時～午後4時
18	金	人 権 外 国 人 消費生活	午後1時～午後4時 午前8時半～午後5時 午前9時～午後4時
19	土	閉 庁	
20	日	閉 庁	
21	月	閉 庁	

日	曜	相談の種類	相談時間
22	火	法 律 登 記 労 働 外 国 人 消費生活	午前9時～午後3時半 午後1時～午後4時 午後1時～午後4時 午前8時半～午後5時 午前9時～午後4時
23	水	税 務 外 国 人 消費生活	午前9時～午後4時 午前8時半～午後5時 午前9時～午後4時
24	木	法 律 外 国 人 消費生活	午前9時～午後3時半 午前8時半～午後5時 午前9時～午後4時
25	金	分譲マンション管理 人 権 外 国 人 消費生活	午後1時～午後4時 午後1時～午後4時 午前8時半～午後5時 午前9時～午後4時
26	土	閉 庁	
27	日	閉 庁	
28	月	不動産・空家 外 国 人 消費生活	午後1時～午後4時 午前8時半～午後5時 午前9時～午後4時
29	火	法 律 労 働 外 国 人 消費生活	午前9時～午後3時半 午後1時～午後4時 午前8時半～午後5時 午前9時～午後4時
30	水	外 国 人 消費生活	午前8時半～午後5時 午前9時～午後4時
31	木	法 律 外 国 人 消費生活	午前9時～午後3時半 午前8時半～午後5時 午前9時～午後4時

※市民相談はすべて無料です。

一般相談と市政相談は毎日行っております。

※相談窓口が混み合っている場合、お待ち頂くことがあります。

※相談は正午から午後1時を除きます。

※一般相談の面談受付時間は午前8時30分から11時30分まで、午後1時から4時30分までとなります。

※外国人相談の面談受付時間は午前8時30分から11時30分まで、午後1時から4時までとなります。

【予約・問い合わせ先】

市民相談室 0466-50-3568(直通)

消費生活センター 0466-50-3573(直通)

法律相談、登記相談、税務相談、交通事故相談、暮らしの法務相談、建築紛争相談、多重債務相談、不動産・空家相談、分譲マンション管理相談、労働相談は予約が必要です。



令和7年度市民相談のお知らせ

市民相談情報課では市民生活全般にかかわる相談に應じており、また相談の内容によっては弁護士など専門の相談員による特別相談も実施しております。相談者のプライバシーは厳守いたしますので、お気軽にご利用ください。一般相談、消費生活相談、外国人相談については、電話でも相談をお受けいたします。相談は市内在住の方に限らせていただきますが、労働相談、消費生活相談については在勤・在学の方の相談にも応じます。

相談名	相談内容	相談日	相談時間	相談員	予約開始日
市 政 相 談 一 般 相 談	市政・市民生活に関する一般的な相談	毎週月～金曜日	午前8時30分～ 午後5時 (面談受付： 午前は11時30分まで 午後は4時30分まで)	市民生活相談員	予約不要
法 律 相 談 (予 約 制)	民事上の問題等についての弁護士との相談	毎週火・木曜日	午前9時～午後3時半	弁護士	相談日の13日前
交 通 事 故 相 談 (予 約 制)	交通事故が起きたとき、または事前に知識を得たいときの相談	第1・第3水曜日	午前9時～午後4時	専任相談員	随時
外 国 人 相 談	市政のことや日常生活での困りごと等についてスペイン語・ポルトガル語による相談	毎週月～金曜日	午前8時30分～ 午後5時 (面談受付： 午前は11時30分まで 午後は4時まで)	専任相談員	予約不要
	湘南台文化センター内（面談による相談のみ実施）	毎週月・火・金曜日			
登 記 相 談 (予 約 制)	登記手続きについての相談	第1・第3月曜日 (祝日の場合は変更あり)	午後1時～4時	司法書士	相談日の13日前
税 務 相 談 (予 約 制)	所得税・相続税・贈与税などの国税についての相談	第2・第4水曜日 (祝日の場合は変更あり)	午前9時～4時	税理士	相談日の13日前
暮 ら しの 法 務 相 談 (予約制)	財産管理契約書や遺言書、遺産分割協議書、官公署に提出する書類、内容証明、示談書などについての相談	第2金曜日 (祝日の場合は変更あり)	午後1時～4時	行政書士	相談日の30日前
建 築 紛 争 相 談 (予 約 制)	中高層建築物等の建築に係る紛争の調整のための相談・あっせん	第1木曜日	午前9時～正午	専任相談員	随時
		第3木曜日	午後1時～4時		
多 重 債 務 相 談 (予 約 制)	多重債務問題について、法的解決を図りたいときの相談	第1・第3木曜日	午後1時～4時	弁護士	相談日の13日前
分譲マンション 管理相談 (予 約 制)	管理組合の規約の改正、建物の大規模修繕、長期修繕計画、日常生活のトラブルなどの分譲マンションに関する相談	第4金曜日 (祝日の場合は変更あり)	午後1時～4時	マンション管理士	相談日の30日前
不動産・空家相談 (予 約 制)	不動産取引の全般に関する相談、空家の管理・処分及び利活用についての相談	第1金曜日 第4月曜日 (祝日の場合は変更あり)	午後1時～4時	宅地建物取引士	相談日の14日前
人 権 相 談	人権問題についての相談	毎週 金曜日	午後1時～4時	人権擁護委員	予約不要
行 政 相 談	国の行政に関する苦情、意見・要望	第1・第3月曜日	午後1時～4時	行政相談委員	予約不要
労 働 相 談 (予 約 制)	労働条件、社会保険、職場のハラスメント等の問題についての相談	毎週 火曜日	午後1時～4時	社会保険労務士	産業労働課にお問い合わせください。
消 費 生 活 相 談	消費生活全般の商品やサービスのトラブルに関する相談	毎週月～金曜日	午前9時～午後4時	消費生活相談員	予約不要

※1 予約開始日は、祝日等により前後する場合があります。詳しくは、市民相談情報課にお問い合わせください。

※2 相談日のうち、第〇〇曜日と記載されているものは、「その月の第〇回目の〇曜日」を指します。

(例：第1・第3月曜日の場合は、その月の第1回目、第3回目の月曜日を指します。)

※3 相談日は祝日を除きます。また、相談時間は正午～午後1時を除きます。

※4 市民相談室は、本庁舎4階です。

